

滋賀県協働提案制度の創設に関する提言書

平成21年1月6日

滋賀県協働提案制度検討委員会

目 次

提言にあたって	1 - 2
提言	3
1 提案制度の種類	3
2 対象事業	3
3 求める提案内容	3
4 提案者	4
5 県からの情報開示	4
6 提案制度の進め方	4 - 5
7 審査・選考方法	6 - 7
8 評価	7
資料	
滋賀県協働提案制度検討委員会設置要綱	8
滋賀県協働提案制度検討委員会委員名簿	9
検討経過	10
(抜粋)「県政において協働を進めるための提言(検討・実施が直ちに必要 な事項)」(平成19年10月25日・しが協働推進ボード)	11

提言にあたって

近年、多くの自治体で「協働」という言葉が行政運営のキーワードとして使われるようになってきました。「協働」にはさまざまな定義がありますが、滋賀県基本構想では、「NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと」と説明されています。

なぜ今、「協働」の必要性が叫ばれているのでしょうか。その背景には、「公」に対する考え方の変化と、社会経済情勢の変化があります。公共サービスに対するニーズが多様化し高度化していくなか、行政は限られた財源の中で公平・公正に効率的・効果的な行政運営を進めていく必要があります。全てを行政が担うことに限界が見え始めました。他方、企業では、営利の追求だけでなく公益的な側面、いわゆる企業の社会貢献も重視するようになってきました。また、各地域では、社会的な課題の解決に関心を持ち、自主的・自発的に取り組む人が増えており、市民活動やNPO活動が盛んになってきました。とはいえ、企業も市民活動団体やNPOも、「公」を単独で担うまでの力があるわけではありませんし、行政には一定の責任が依然としてあるはずで

こうしたことから、現在滋賀県では、これまで行政が担ってきた公の領域について、県民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体との協働によってサービスを提供するという「協働型県政」への転換をめざしています。

そのための具体的な取組のひとつが、「協働提案制度の創設」です。これは、一昨年10月、県政全般で協働の取組を進めるために必要な検討・助言等を行う「しが協働推進ボード」から知事に提出された、「県政において協働を進めるための提言（検討・実施が直ちに必要事項）」に掲げられた項目のひとつです。「協働提案制度」とは、行政が多様な主体とともに主体的に地域を支え合う協働型の社会づくりをめざし、地域の諸課題やニーズに対応できる地域総合力の向上を図るため、多様な主体からの現場の視点による協働提案に基づき、双方の社会的資源や特性を組み合わせながら、ともに公共政策を作り上げていく仕組みを指しています。

この提言を受けて、「協働提案制度」の設計を行うことを目的とする「滋賀県協働提案制度検討委員会」が昨年5月に設置され、6月24日の第1回検討委員会開催以降、私たちは全6回のスケジュールで検討を進めてきました。その際、常に念頭に置くよう努めたのは、次の3点です。

- ・ お互いの特性や思いが活かせる協働事業の実現につながる制度であること。
- ・ 県の仕事の仕方が「協働型県政」に変わるきっかけとすること。
- ・ 県政への参画のハードルを低くし、いろんな思いを持った人々がどんどん参入できる仕組みであること。

ここにその議論を整理し、協働提案制度の骨組みについて提言します。ただし、検討委員会でもまとめたものはあくまでも主要なポイントであり、今後、県として制度化される際には、県が「ともに取り組んでいきたい」という姿勢を明確にし、できるだけ早い段階から協働による具体化作業を進めていただき、県民の皆さんから「滋賀県が考える協働とはこんなにも豊かで柔軟なものなのだ」と実感してもらえる仕組みに

していただくようお願いします。

最後になりますが、この協働提案制度の創設をきっかけに、滋賀県が真の協働型県政へと前進し、より良い地域づくりが実現されることを心から期待します。

平成21年1月6日

滋賀県協働提案制度検討委員会

会 長 新 川 達 郎

提 言

滋賀県が平成 21 年度に創設される「協働提案制度」については、下記のポイントに基づき設計されるよう提言します。その際には、当制度を全庁的な協働の仕組みとして位置づけていただき、多くの県民が参画したいと思えるような工夫をされることが必須と考えます。

記

1 提案制度の種類

応募型（県テーマ）と創造型(自由テーマ)の 2 種類で実施する。

2 対象事業

- ・ 応募型：県がテーマを提示して募集する事業であり、協働にふさわしいもの。
- ・ 創造型：自由な発想で多様な主体から提案される事業であり、なおかつ県としての役割をもって協働して関わるのがふさわしいもの。

3 求める提案内容

提案の際に求める書類は次のとおりとする。

提出書類	具体的内容
1 提案書	①事業の名称
	②提案の区分(応募型/創造型)
	③事業の概要
	④事業の期間
	⑤協働の形態
	⑥事業費(うち県に支出を求める額)
2 事業計画	①解決すべき課題(創造型のみ)
	①課題分析(応募型のみ)
	②事業の目的と内容
	③事業の公益性・波及効果
	④協働の必要性
	⑤アピールポイント
	⑥提案事業に関する活動実績(団体提案のみ)
	⑥実施可能団体(個人提案のみ)
	⑦県との役割分担
	⑧実施スケジュール
⑨実施体制	
⑩事業の収支計画	
3 提案者情報	(記入項目の詳細は事務局で検討する。)
4 団体目的等 についての確認 書	次の事項を自己確認する書面 ・宗教や政治活動を目的とした団体でないこと ・特定の公職者・政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと ・暴力団でないこと、暴力団またはその構成員の統制の下にある団体でないこと
5 成年被後見 人等に該当しな いことを確認した 旨の書面	団体の役員が、成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ていない者のいずれにも該当しないことを確認する書面

4 提案者

応募型・創造型の事業として提案されるものであれば、提案者は原則として個人、団体を問わない。(個人、地域団体、NPO、企業、大学等とし、提案者が事業を実施することを原則とするが、個人は提案のみも可とする。その場合、実施団体を再度募集することになる。)

5 県からの情報開示

県がテーマを提示する「応募型事業」の場合、募集時に提供する情報は次のとおりとする。

- (1) テーマ
- (2) 担当課情報(所属名、連絡先等)
- (3) 背景と課題
- (4) 目的
- (5) 協働への期待
- (6) 県がこれまで実施した関連事業・取組
- (7) 想定する事業規模・経費(事業の内容・形態がある程度特定化できるテーマの場合は記入)

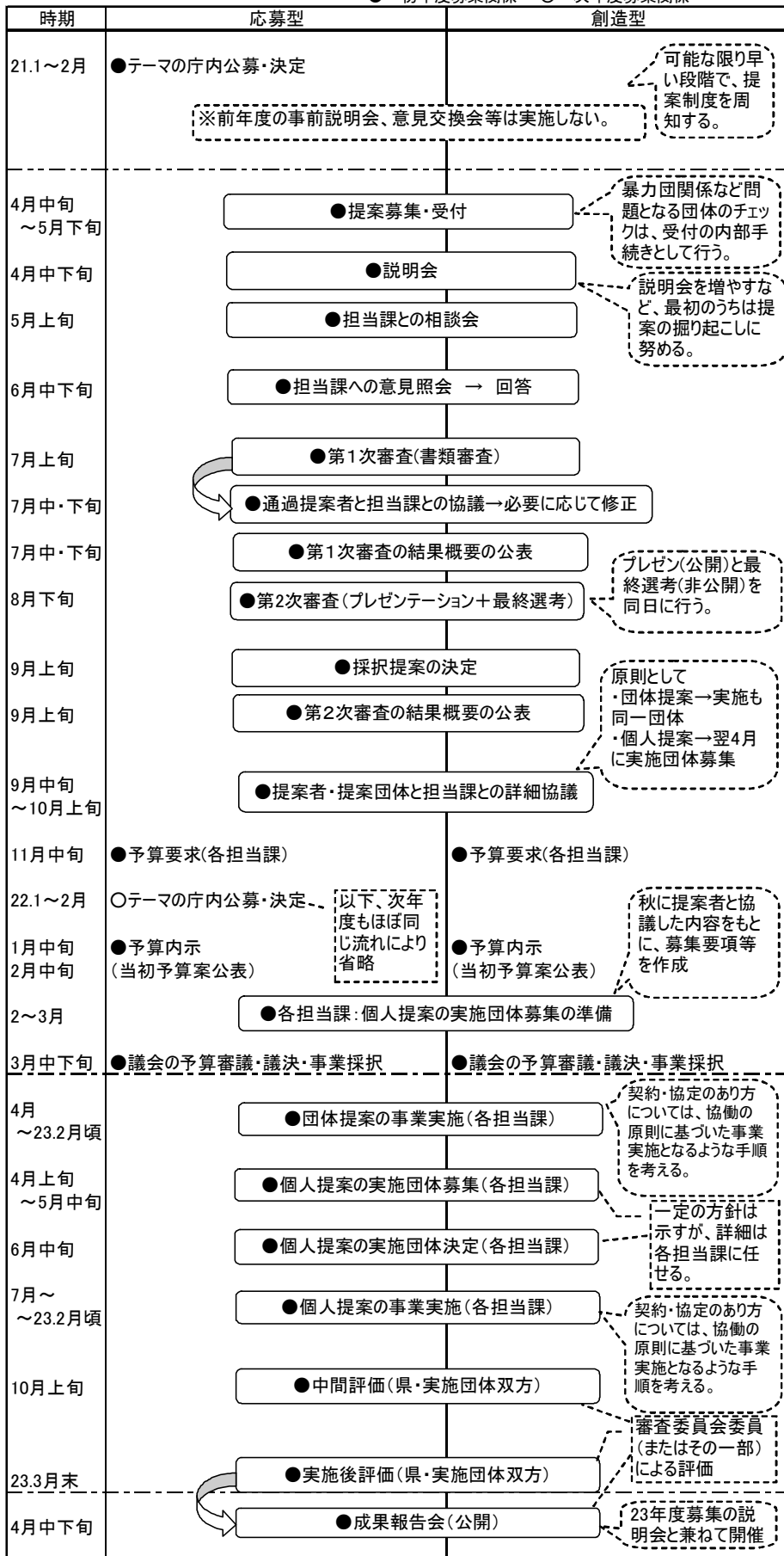
6 提案制度の進め方

応募型・創造型とも提案を受けた年度に採択し、予算要求を行い、翌年度に事業を実施する。

全体としては、次ページのような手順とする。

(注)時期は平成21年度を制度開始年度として記載

●=初年度募集関係 ○=次年度募集関係



7 審査・選考方法

審査・選考方法等は次のとおりとする。

(1) 審査

- ・ 審査は、内外の委員で構成する審査委員会を設けて行う。

(2) 委員構成

- ・ 構成員：大学教授、中間支援組織、経済団体代表、一般公募、県協働推進担当部職員（ただし、一般公募の要否、県職員の具体のポスト等については、事務局で検討する。）

(3) 部会の要否等

- ・ 第1次審査、第2次審査を行う機関は、(1)の審査委員会のみとし、部会は設けない。ただし、提案に対する担当課としての意見を照会し、第1次審査の参考とする。
- ・ 第1次審査を通過した提案者は、担当課との協議の結果必要に応じて提案内容を修正し、当初案よりも優れた提案を公開プレゼンテーションで行った場合は、最終選考でこれを加味する。

(4) 審査の種類

- ① 第1次審査（書類審査）
- ② 第2次審査（プレゼンテーションおよび最終選考）

(5) 第1次審査の基準

- ①法令等の制約：事業実施にあたり、法令等に違反するなど実施上の制約はないか。
- ②公益性：受益者が特定の地域や人に限定されず、広く波及効果を持つ事業であるか。（仮に地域的な事業であっても、後々県域に広がる可能性を持っているか。）
- ③協働の必要性：県と他の主体が協働で取り組むことによって、より大きな成果が期待できる事業であるか。
- ④課題認識と事業の有効性：課題を的確に把握し、事業の内容・方法等がその解決に有効なものと認められるか。

※なお、事業の性質にもよるが、「継続の可能性」も審査の視点のひとつとする。

(6) 第2次審査の基準

- ①実施の可否：＜個人提案の場合＞県と協働して取り組もうとする団体が県内に見込めるか。
＜団体提案の場合＞事業遂行能力があり、協働の相手方として信頼の置ける団体であるか。
- ②実現可能性：役割分担が明確で、事業の実施体制・スケジュールは適当か。
- ③経済性：経費の積算は適当か。また、県が単独で実施するよりも費用対効果が大きいと期待できるか。
- ④協働企画力：第1次審査後の担当課との協議を踏まえ、より優れた内容に更新し

て提案したか。

※ 審査項目ごとに配点を定め、総得点で採択を決める。

(7) 審査・選考に関する情報公開

①提案段階

- ・特に公表しない。

②審査段階

○第1次審査後

- ・通過提案者（団体）名、事業名、総提案数を公表する。
- ・選に漏れた提案者が希望する場合は、順位・点数、審査委員会での主な意見を個々に知らせる。

○第2次審査のうち、プレゼンテーションは公開とする。

○第2次審査（最終選考）後

- ・採択提案の提案者（団体）名、事業名を公表する。
- ・選に漏れた提案者が希望する場合は、順位・点数、審査委員会での主な意見を個々に知らせる。

8 評価

事業の評価については、次のとおりとする。

- ・評価シートは比較的シンプルなものとし、手順は丁寧なものとする。（評価に関する意見交換など）
- ・中間評価と実施後評価を行い、どちらも県・実施団体双方による自己評価とする。
- ・評価の時期に合わせて、「成果報告会」を公開で行う。
- ・自己評価と報告会の内容に基づき、審査委員会の委員（またはその一部）が事業評価をする。

滋賀県協働提案制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 NPOや地域団体等(以下「NPO等」という。)と行政がともに主体的に地域を支え合う協働型の社会づくりをめざし、多様化する地域の課題やニーズに対応できる地域総合力の向上を図るため、NPO等からの現場視点による協働提案に基づき、双方の社会的資源や特性を組み合わせながら、ともに公共政策を作り上げていく協働提案制度の設計を行うことを目的として、「滋賀県協働提案制度検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協働提案制度の創設に関し、必要な事項を協議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、その他必要と認められる者のうちから、8名以内の委員で構成する。

2 委員のうち、2名以内は公募により選任する。

3 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

(会長の職務および職務代理)

第5条 会長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、滋賀県県民文化生活部県民活動課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。

滋賀県協働提案制度検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職等 (平成20年12月末現在)	備考
ニイカワ タツロウ 新川 達郎	同志社大学大学院 教授	会長
ナカノ コウコ 仲野 優子	特定非営利活動法人おうみNPO政策ネットワーク 代表理事	副会長
オガ ヤスヒロ 尾賀 康裕	滋賀経済同友会 代表幹事	
モリ ユミユ 森 友美子	(公募委員)	
オナカ ハルユキ 尾中 治幸	(公募委員)	
フルタニ カズミ 古谷 和美	高島市自治協働課長	
ツツミ ヨシヒコ 堤 良彦	安土町政策推進課長	
ハタ タケオ 畑 丈夫	滋賀県県民文化生活部 次長	

検討経過

回	開催日	議事内容
第1回	平成20年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の進め方、全体スケジュールの確認 ・検討を要する項目の確認 ・たたき台に対する意見交換
第2回	8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目1(提案制度の種類)、2(対象事業)、4(提案者)の協議
第3回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目1(提案制度の種類)、2(対象事業)、4(提案者)の決定 ・検討項目6(事務の流れ)、7(審査・選考方法)の協議
第4回	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目6(事務の流れ)、7(審査・選考方法)の事務局整理および協議 ・検討項目8(評価)、9(その他の検討を要する事項)の協議
第5回	11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目6(事務の流れ)、7(審査・選考方法)、8(評価)の決定 ・検討項目3(求める提案内容)、5(県からの情報開示)の協議
第6回	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目3(求める提案内容)、5(県からの情報開示)の決定 ・協働契約書、協定書等についての意見交換 ・検討委員会からの提言書(案)の協議・決定
-	平成21年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書を知事に提出

(検討項目)

- 1 提案制度の種類
- 2 対象事業
- 3 求める提案内容
- 4 提案者
- 5 県からの情報開示
- 6 事務の流れ
- 7 審査・選考方法
- 8 評価
- 9 その他の検討を要する事項

「県政において協働を進めるための提言(検討・実施が直ちに必要事項)」(平成19年10月25日・しが協働推進ボード)から抜粋

提言2 「協働提案制度」の創設

地域が求めるニーズと地域が持つシーズをマッチングし、多様化する諸課題に対応できる地域総合力の向上を目指し、NPOや地域団体等による現場の視点による「協働提案制度」を創設することが必要である。

地域課題は地域で解決されていくことが重要ですが、NPOや地域団体等が課題に気づきながらも、様々な制約があったり、行政と一緒に取り組まなければ効果が出ない課題があります。今後、協働型の県政を進めていくためには、現場視点からの提案が出せる制度的な担保があってはじめて真の協働の意味合いが出てきます。

また、現在県が実施している協働事業についても、提案型に切り替えることで、現場からの知恵や工夫が加わり、より充実した公共サービスの提供が期待できます。

さらに、この制度の実施は、開かれた制度の中でNPOや地域団体等がアイデアや実行力を競い合い、力を付けていくことにもつながると思われま。

なお、実施にあたっては、広域性、補完性だけでなく県の持つ先導性や強み(人、組織、知識等の蓄積)を生かすという観点にたつて、市町との役割分担や連携を考え、必要があるとともに、「しが協働部活プロジェクト」など今まで取り組んできた協働推進の仕組みを活用していくべきです。

- 制度の基本イメージ -

NPO、地域団体等と県が協働で取り組む必要のある次の2種類の事業に関して、提案を募集し、提案者と県関係所属との協議、審査会を経て実施事業を選定する。

応募型事業	県が提示する事業に関する協働提案 (現在実施している事業・今後取り組む必要のある事業)
創造型事業	NPO等の現場の視点から協働で取り組む必要があると考えられる事業に関する協働提案

